

福島市消防職員の立入検査証票及び火災警報等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 64 号

福島市消防職員の立入検査証票及び火災警報等に関する規則の一部を改正する規則

福島市消防職員の立入検査証票及び火災警報等に関する規則（昭和55年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令又は解除の基準）

第3条の2 福島市火災予防条例（昭和48年条例第52号）第31条の8の規定による林野火災に関する注意報（以下この条において「注意報」という。）

は、前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下となった場合に発令するものとする。

2 注意報は、11月から翌年5月までの期間内で発令することができる。

3 注意報は、前項の発令基準を満たさなくなった場合又は消防長が林野火災予防上その必要がないと認める場合に解除するものとする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。